

道路愛護奨励規程による作業要領

(昭和38年7月10日制定)

改正 平成 3年12月10日

改正 平成 23年 6月 8日

第一 路面の補修

- 一 砂利道の凹凸は、削り均す。
- 二 大きな凹所又は洗掘を生じたときは、砂利又は砂を補足し、舗装路面にあつては、舗装材を充填し、適度の弧形に仕上げる。
- 三 砂利道の車輪掘れは、路側に残余する砂利又は補足砂利により、平坦に敷き均す。車輪掘れが大きいときは、山砂等により整形の後、同様に敷き均す。ただし、路床が軟弱な土質のときは、その部分を除去した後、前記の作業を行う。
- 四 木根等の障害物が突出しているときは、適当な方法により除去した後、砂、砂利及び舗装材により、除去跡を埋める。
- 五 橋梁、暗渠の前後は、縦断勾配を緩やかにし、車両の通行時に衝撃が発生しないようにする。
- 六 土砂等の崩落があつたときは、支障のない場所に片付け、路面の補修をする。
- 七 泥、雑草、木根等の混入する土砂や、側溝の浚渫土砂等は、路面に搬出しないようにする。

第二 排水の手入れ

- 一 橋梁、暗渠、側溝その他の水路が、土砂、草木、落葉その他の障害物によって通水不良のときは、障害物を除去し掘りさう。
- 二 路面の排水を良好にするため、路面は適度な弧形にし、側溝等に排水しやすい形状を保つ。
- 三 水溜まりその他の排水不良箇所を点検し、適当な措置を講ずる。

第三 道路の整理

- 一 木材、石材、土砂その他の物品を道路に放置し又は道路を作業場所や物干場、商品、広告物等の置場に使用する等交通の支障となる行為をさせない。
- 二 路面に散乱する空缶、空びん、紙くずその他交通の障害となる物品は、除去する。
- 三 路肩に繁茂する雑草は、耳芝のみを残して削り取り、法面の丈の高い雑草は刈り取る。
- 四 冬季においては、路面の積雪並びに結氷を除去する。
- 五 路面が乾燥したときは、適度な散水をする。ただし、凍結のおそれのあるときは、散水しないようにする。
- 六 道路の保持若しくは交通の障害となる樹木は、適当に枝払い又は伐採をするようにする。この際、関係権利者に了解を得るようにする。
- 七 道路標識、信号等の施設や街路樹の保持に努める。

第四 非常時における措置

- 一 出水時において、道路、橋梁等が破壊するおそれのあるときは、直ちに町に通報し、関係吏員の指揮に従い、災害の防止に努める。
- 二 交通途絶箇所が発生したときは、適当な方法により、町に速報する。

第五 以上の外、町長の指揮を受け、道路、橋梁、側溝、暗渠その他道路構造物及び付帯施設の維持保全上の必要な作業を行う。